営業店システム移行作業 調整会議設置運営要領

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2023. 04. 01

営業店システム移行作業調整会議設置運営要領

規程番号 3001-0101-05-要制 定日 2023年 4月 1日

(目的)

第 1条 この会議は、営業店システムにかかる移行対応について、各部門間の調整を図るとともに、 進捗管理報告を円滑に進めることを主目的に設置する。

(名 称)

第 2条 この会議は、営業店システム移行作業調整会議(以下、会議という)と称する。

(設置期間)

第 3条 この会議の設置期間は、この要領の実施の日から2025年5月31日までとする。

(構成)

第 4条 この会議の議長および構成は次のとおりとする。

議 長:推進部長

構成員:総務部、推進部、開発部、運用部の副部長1名または主幹の代表者。 なお、必要に応じ実務担当者または関係者を出席させることとする。

(協議事項)

- 第 5条 協議事項は次のとおりとする。
 - (1) 営業店システム移行作業に対する県域対応および進捗管理にかかる事項
 - (2) 県移行実施本部会議 (システム連絡調整会議) の付議事項に関する事前調整
 - (3) 業者との作業調整にかかる事項
 - (4) その他、必要と認めた事項

(開催)

第 6条 会議は原則として毎月1回開催とする。

(会議の招集)

第 7条 会議の招集は議長があたる。

(事務局)

第 8条 この会議の事務局は推進部に置く。